

第2回

# 令和7年度 保留地売却のお知らせ



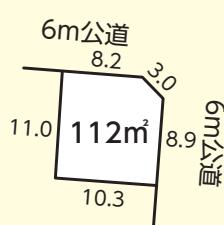
問い合わせ  
まちづくり区画整理室  
(内線 355)

市では、新曽第一土地区画整理事業によって生み出された土地  
(保留地)を、一般競争入札で売却処分します。

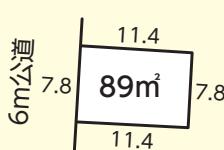
※次回の保留地売却時期は未定です



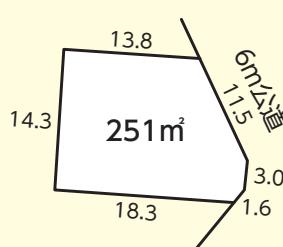
No.1 80街区2画地  
戸田駅 徒歩12分



No.3 136街区10画地  
戸田駅 徒歩9分



No.2 114街区5画地  
戸田駅 徒歩4分



## 全ての物件

- 現況有姿のまま引き渡し
- 市街化区域
- 新曽第一土地区画整理事業施行地区

## 土地を取得した場合にかかる税金

- 不動産(土地・家屋)を所有している場合にかかる固定資産税、都市計画税
- 不動産(土地・家屋)を取得した時にかかる不動産取得税
- 所有权移転登記に必要な登録免許税(換地処分後)

## 令和7年度 第2回 保留地売却の流れ



今回は、保留地3件が売却対象です。物件の詳しい情報は、窓口で配布している売却案内または市ホームページをご覧ください。

### 入札希望の申し込み

売却案内と現地を確認の上、所定の書面でお申し込みください。

受付: 令和8年1月9日(金)~23日(金)  
午前8時30分~午後5時15分  
※土・日曜日、祝日と正午~午後1時を除く

### 最低制限価格などの公告

とき: 令和8年1月30日(金)

### 入札

一般競争入札を行います。一番高価な額を提示した方が落札者となり、次の契約に進みます。  
とき: 令和8年2月18日(水)  
ところ: 市役所

### 売買契約の締結と契約保証金の納付

売却決定通知日の翌日から起算して14日以内に、売買契約を締結します。締結日までに、売買代金の10%以上を契約保証金として納付してください。また、契約書に貼付する収入印紙の提出も必要です。

### 売買代金の納付

契約締結日の翌日から起算して60日以内に、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を納付してください。

### 土地の引き渡し

売買代金の納付が確認でき次第、保留地権利登録台帳への記載を行い、保留地引渡書を交付します。